

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（第一条関係）	1
二	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第二条関係）	7
三	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（第三条関係）	12
四	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（第四条関係）	16
五	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（第五条関係）	19
六	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（第六条関係）	22
七	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（第七条関係）	23
八	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第八条関係）	29

九	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（第九条関係）	33
十	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十二条関係）	41
十一	地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（附則第十三条関係）	42
十二	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）（附則第十四条関係）	43
十三	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）（附則第十六条関係）	44
十四	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）（附則第十七条関係）	45
十五	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）（附則第十八条関係）	46
十六	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （平成十七年法律第百二号）（附則第十九条関係）	47
十七	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（附則第二十条関係）	48

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）新旧対照条文
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童手当に要する費用の負担）</p> <p>第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。</p> <p>2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（市町村に対する交付）</p> <p>第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ交付する。</p> <p>（報告等）</p>	<p>（児童手当に要する費用の負担）</p> <p>第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。</p> <p>2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（市町村に対する交付）</p> <p>第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ交付する。</p> <p>（報告）</p>

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

附則

(特例給付)

第六条 (略)

2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用」と、「次に掲げる者」

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

附則

(特例給付)

第六条 (略)

2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは「附則第六条第一項の

とあるのは「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～6（略）

（三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付）

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「三歳以上小学校修了前の児童」という。）

ロ 三歳以上小学校修了前の児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であ

給付に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～6（略）

（三歳以上小学校第三学年修了前の児童に係る特例給付）

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童であつて九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。）

ロ 三歳以上小学校第三学年修了前の児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であ

つて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六條第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第修了前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及びロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童のうちに十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用

つて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六條第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第三イ及びロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童のうちに九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用について

についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5～8 (略)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校修了前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童のうち十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三

はその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5～8 (略)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童のうち九歳に達する日以後の最初の三月

歳以上の児童」とあるのは「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一」とあるのは「三分の一」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
8 (略)

三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」とあるのは「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
8 (略)

改正案	現行
<p>第五十二条 削除</p> <p>第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第二号（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）、第四号及び第五号から第七号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p> <p>第五十四条 削除</p> <p>第五十六条の二（略）</p>	<p>第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第六号の費用のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）の設備に関するものに対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設等の設備については、二分の一ないし三分の一）を負担する。</p> <p>第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二及び第六号の二を除く。）及び第五十一条（第二号（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）、第四号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p> <p>第五十四条 都道府県は、第五十一条第六号の費用のうち、知的障害児施設等の設備に関するものに対して、政令の定めるところにより、その四分の一（知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設等の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。</p> <p>第五十六条の二（略）</p>

② (略)

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（第七十二条第一項において「知的障害児施設等」という。）について補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第七十二条 国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第七項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規

② (略)

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が知的障害児施設等について補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第七十二条 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第五十二条の規定により国がその費用について負担する知的障害児施設等の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十二条の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

② 国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、

定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

② 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、児童家庭支援センターの新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

③ 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、児童の保護を行う事業又は児童の健全な育成を図る事業を目的とする施設の新設、修理、改造、拡張又は整備（第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

④ 国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童（以下「長期療養児童」という。）の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し、長期療養児童の家族が宿泊する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資

予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

③ 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、児童家庭支援センターの新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

④ 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、児童の保護を行う事業又は児童の健全な育成を図る事業を目的とする施設の新設、修理、改造、拡張又は整備（第五十二条又は第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

⑤ 国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童（以下「長期療養児童」という。）の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し、長期療養児童の家族が宿泊する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資

金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

⑤ 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

⑥ 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

⑦ 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑧ 国は、第二項から第四項までの規定により都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑨ 都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く

金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

⑥ 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

⑦ 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

⑧ 国は、第一項の規定により都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第五十二条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑨ 国は、第二項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑩ 国は、第三項から第五項までの規定により都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑪ 都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く

。) における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

。) における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改正案	現行
<p>（都道府県の負担）</p> <p>第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一</p> <p>二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に限る。）については、その十分の五</p> <p>（国の負担）</p>	<p>（都道府県の負担）</p> <p>第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一</p> <p>二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に限る。）については、その十分の五</p> <p>三 第三十五条第四号の費用のうち、当該施設の設置に要する費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設その他の政令で定める施設の設置に要する費用を除く。）については、その四分の一</p> <p>（国の負担）</p>

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用のうち、その運営に要する費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の運営に要する費用を除く。）については、その十分の五

（削除）

二 第三十五条第二号の費用（第十七条の二及び第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）、第三十五条第二号の二の費用及び第三十六条第三号の費用（第十五条及び第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

（国の無利子貸付け等）

第五十一条

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視覚障害者情報提供施設の設置に要する費用を除く。）については、その十分の五

二 第三十六条第二号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の五

三 第三十五条第二号の費用（第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）、第三十五条第二号の二の費用及び第三十六条第三号の費用（第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

（国の無利子貸付け等）

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条

の二の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担す

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2| 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4| 国は、第一項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2| 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3| 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4| 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5| 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6| 国は、第二項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5| 都道府県又は指定都市等が、第一項の規定による貸付けを受けた無
利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償
還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）
における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の
到来時に行われたものとみなす。

7| 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受
けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定めら
れる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除
く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償
還期限の到来時に行われたものとみなす。

改正案	現行
<p>（都道府県の負担） 第七十三条（略） 一・二（略）</p> <p>（国の負担及び補助） 第七十五条 国は、政令の定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三を負担しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p>	<p>（都道府県の負担） 第七十三条（略） 一・二（略）</p> <p>三 市町村が支弁した保護施設の設備費の四分の一</p> <p>（国の負担及び補助） 第七十五条 国は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。</p> <p>一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三</p> <p>二 市町村及び都道府県が支弁した保護施設の設備費の二分の一</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（国の無利子貸付け等） 9 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第七十五条第一項の規定により国がその費用について負担する保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において</p>

(国の無利子貸付け等)

- 9| 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 10| 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 11| 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

、第七十五条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 10| 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 11| 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 12| 前項に定めるもののほか、附則第九項及び第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13| 国は、附則第九項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第七十五条第一

12] 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13] 都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14] 第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14] 国は、附則第十項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

15] 市町村又は都道府県が、附則第九項又は第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

16] 第七十九条の規定は、附則第九項及び第十項の規定により国が市町村又は都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（都道府県の負担）</p> <p>第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（国の負担）</p> <p>第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>附則</p>	<p>（都道府県の負担）</p> <p>第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一</p> <p>（国の負担）</p> <p>第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用</p> <p>五 第二十三條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用</p> <p>附則</p> <p>（国の無利子貸付け等）</p> <p>4 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六條の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本</p>

(国の無利子貸付け等)

- 4| 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 5| 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 6| 前項に定めるもののほか、附則第四項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 5| 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 6| 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 7| 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8| 国は、附則第四項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、

7| 国は、附則第四項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8| 都道府県又は指定都市等が、附則第四項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 国は、附則第五項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 市町村又は都道府県が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改正案	現行
<p>（費用の負担）</p> <p>第二十一条 手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国が負担し、その三分の二に相当する額を都道府県等が負担する。</p> <p>（相談及び情報提供等）</p> <p>第二十八条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事等は、受給資格者（母に限る。）に対し、就業支援その他の自立のために必要な支援を行うことができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、受給資格者（母に限る。）に対する就業支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十三条の三 この法律（第二十八条の二第二項及び第三項を除く。）の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第二十一条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県等が負担する。</p> <p>（相談及び情報提供等）</p> <p>第二十八条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十三条の三 この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

○地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）新旧対照条文
（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 公的介護施設等の整備（第三条―第九条）</p> <p>第三章 特定民間施設の整備（第十条―第二十条）</p> <p>第四章 雑則（第二十一条）</p> <p>第五章 罰則（第二十二条）</p> <p>（整備基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条第一項に規定する市町村整備計画の作成に関する基本的な事項</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（市町村整備計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 市町村整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 日常生活圏域（市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 公的介護施設等の整備（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条）</p> <p>（整備基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条第一項に規定する市町村整備計画及び第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画の作成に関する基本的な事項</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（市町村整備計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 市町村整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 日常生活圏域（市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域</p>

として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
イ 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業が実施される施設であつて日常生活圏域又は当該市町村の区域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものを整備する事業

ロ 次に掲げる老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設であつて日常生活圏域又は当該市町村の区域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものを整備する事業

(1) 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

(2) (略)

ハ その他日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業

三 (略)

3・4 (略)

として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項
イ 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業が実施される施設であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

ロ 次に掲げる老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

(1) 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)

(2) (略)

ハ その他日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設

三 (略)

3・4 (略)

(施設生活環境改善計画)

第六条 都道府県は、整備基本方針に基づき、当該都道府県における公的介護施設等における生活環境の改善を行うための計画(以下「施設生活環境改善計画」という。)を作成することができる。

2 施設生活環境改善計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項
 - イ 次に掲げる老人福祉施設であつて当該老人福祉施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものの
 - (1) 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム
 - (2) 特別養護老人ホーム
 - (3) 軽費老人ホーム
 - ロ その他施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設
 - 三 その他厚生労働省令で定める事項
 - 3 施設生活環境改善計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれたものでなければならぬ。
 - 4 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該施設生活環境改善計画に記載された施設に係る市町村（次項において「関係市町村」という。）の意見を聴かなければならない。
 - 5 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない。
- （都道府県への交付金の交付等）
- 第七条 都道府県は、次項の交付金を充てて施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該施設生活環境改善計画

(老人福祉法等の特例)

第六条 前条第二項の規定による交付金を充てて整備する老人福祉法に定める老人の福祉のための事業に要する費用については、同法第二十六條第二項の規定に基づく国の補助は、同項の規定にかかわらず、行わないものとする。

第七条 市町村整備計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業により整備される施設（以下この条及び次条において「市町村整備施設」という。）に係る施設を設置する者（以下「施設設置者」という。）が、当該市町村整備施設につき老人福祉法第十四條若しくは第十五條第二項若しくは第三項又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二條第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該市町村整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(老人福祉法等の特例)

第八条 第五条第二項又は前条第二項の規定による交付金を充てて整備する老人福祉法に定める老人の福祉のための事業に要する費用については、同法第二十六條第二項の規定に基づく国の補助は、同項の規定にかかわらず、行わないものとする。

第九条 市町村整備計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる施設（以下この項及び次条において「市町村整備施設」という。）に係る施設を設置する者（以下「施設設置者」という。）が、当該市町村整備施設につき老人福祉法第十四條若しくは第十五條第二項若しくは第三項又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二條第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該市町村整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

2 施設生活環境改善計画に掲載された第六条第二項第二号に掲げる施設（以下この項において「都道府県整備施設」という。）に係る施設設置者又は施設において介護給付等対象サービス等を提供している者

第八条 施設設置者は、前条の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該施設設置者に係る市町村整備施設の所在地を管轄する市町村長を経由してすることができる。

第九条 (略)

第三章 特定民間施設の整備

第十条～第十四条 (略)

(整備計画の変更)

第十五条 計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第十一条第一項の法人を含む。)は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。
2 第十一条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があった場合について準用する。

第十六条・第十七条 (略)

(認定の取消し)

が、当該都道府県整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該都道府県整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

第十条 施設設置者は、前条第一項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該施設設置者に係る市町村整備施設の所在地を管轄する市町村長を経由してすることができる。

第十一条 (略)

第三章 特定民間施設の整備

第十二条～第十六条 (略)

(整備計画の変更)

第十七条 計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第十三条第一項の法人を含む。)は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。
2 第十三条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があった場合について準用する。

第十八条・第十九条 (略)

(認定の取消し)

第十八条 (略)

2 第十四条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第十九条・第二十条 (略)

第四章 雑則

第二十一条 (略)

第五章 罰則

第二十二条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二十条 (略)

2 第十六条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第二十一条・第二十二条 (略)

第四章 雑則

第二十三条 (略)

第五章 罰則

第二十四条 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

改正案	現行
<p>（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例） 第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしてきた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。</p>	<p>（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例） 第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に変更したと認められる被保険者（第二号に掲げる施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限り、第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしてきた住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしてきた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項にお</p>

一 (略)

二 特定施設

三 (略)

2・3 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 | 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになるか、認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 | (略)

いて「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 (略)

二 | 介護専用型特定施設のうち、その入居定員が三十人以上であるもの

三 (略)

2・3 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 | (略)

(都道府県介護事業支援計画)

第百十八条 (略)

2 (略)

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

4 5 6 (略)

(国の負担)

第百二十一条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の二十

二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十五

2 (略)

(都道府県の負担等)

第百二十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の十二・五

(都道府県介護保険事業計画)

第百十八条 (略)

2 (略)

3 5 (略)

(国の負担)

第百二十一条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の二十に相当する額を負担する。

2 (略)

(都道府県の負担等)

第百二十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十七・五

2
4
(略)

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第六項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日</p> <p>五 一七（略）</p> <p>（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「の二分の一に相当</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第五項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日</p> <p>五 一七（略）</p> <p>（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則</p>

する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

4
(略)

5 | 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「二分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

6 | 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第五項並びに第五十六条において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の

第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

4
(略)

5 | 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第三項並びに第五十六条において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の

一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の一を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 平成十七年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

4 (略)

5 平成十八年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の一を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 平成十七年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

4 (略)

(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十六年 度	(略)	平成十七年 度	(略)
平成十六年 度	(略)	平成十七年 度	(略)
平成十六年 度	(略)	平成十七年 度	(略)
平成十六年 度	(略)	平成十七年 度	(略)

平成十六年 度	(略)	平成十七年 度及び平成 十八年度（ 附則第一 条第四号に 掲げる規定 の施行の日 の属する月 の前までの 期間に限る 。）	(略)
平成十六年 度	(略)	平成十七年 度及び平成 十八年度（ 附則第一 条第四号に 掲げる規定 の施行の日 の属する月 の前までの 期間に限る 。）	(略)
平成十六年 度	(略)	平成十七年 度及び平成 十八年度（ 附則第一 条第四号に 掲げる規定 の施行の日 の属する月 の前までの 期間に限る 。）	(略)
平成十六年 度	(略)	平成十七年 度及び平成 十八年度（ 附則第一 条第四号に 掲げる規定 の施行の日 の属する月 の前までの 期間に限る 。）	(略)

平成十八年 度（附則第					
二項第一号	第三条の二第 二項第一号	第三条の二第 二項第二号	第三条の二第 二項第三号	第三条の二第 二項	第三条の二第 二項
二項	附則第三十四条第 二項	附則第三十四条第 二項及び第三項	附則第三十四条第 二項及び第三項	附則第三十四条第 三項	附則第三十四条第 二項
二項及び国民年金	附則第三十四条第 二項及び国民年金	附則第三十四条第 二項及び第三項並 びに平成十六年国 民年金等改正法附 則第十三条第五項	附則第三十四条第 二項及び第三項並 びに平成十六年国 民年金等改正法附 則第十三条第五項	附則第三十四条第 三項及び平成十六 年国民年金等改正 法附則第十三条第 五項	附則第三十四条第 二項及び平成十六 年国民年金等改正 法附則第十三条第 五項

平成十八年 度（附則第					
二項第一号	第三条の二第 二項第一号				
二項	附則第三十四条第 二項				
二項及び国民年金	附則第三十四条第 二項及び国民年金				

		一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の期間に限る。 から特定年度の前年度までの各年度
第三条の二第二項第三号		
附則第三十四条第三項	附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	
附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正		法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十三条第六項

		一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の期間に限る。 から特定年度の前年度までの各年度
第三条の二第二項第三号		
附則第三十四条第三項	附則第三十四条第二項において適用する場合を含む。）	
附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正		法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十三条第五項

	<p>第四条第一項</p> <p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第一項において読み替えて適用する法第八十五條第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>法附則第十三條第六項</p> <p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項において読み替えて適用する法第八十五條第一項</p>
<p>第十六條第二項第一号</p>	<p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第一項において読み替えて適用する法第八十五條第一項（平成十六年国民年金</p>	<p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項において読み替えて適用する法第八十五條第一項</p>

	<p>第四条第一項</p> <p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第一項において読み替えて適用する法第八十五條第一項（平成十六年国民年金</p>	<p>法附則第十三條第五項</p> <p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第五項において読み替えて適用する法第八十五條第一項</p>
<p>第十六條第二項第一号</p>	<p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第一項において読み替えて適用する法第八十五條第一項（平成十六年国民年金</p>	<p>附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第五項において読み替えて適用する法第八十五條第一項</p>

等改正法附則第十
四条第二項におい
て適用する場合を
含む。）

等改正法附則第十
四条第二項におい
て適用する場合を
含む。）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照条文
 （附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
(略)	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）		
現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
(略)	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）		
(略)	この法律（第二十八条の二第二項及び第三項を除く。）の規定により都道府県等が処理することとされている事務	(略)	この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）新旧対照条文
 （附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費</p> <p>十五〇二十八（略）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費（地方公共団体の設置する保育所における保育の実施（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。）に要する経費を除く。）</p> <p>十五〇二十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（病院等に入院又は入所中の被保険者の特例） 第一百六条の二（略） 一～五（略） 六 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への入所</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（病院等に入院又は入所中の被保険者の特例） 第一百六条の二（略） 一～五（略） 六 介護保険法第八条第十九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるものへの入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への入所</p> <p>2・3（略）</p>

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）新旧対照条文
 （附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 平成十八年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4（略）</p>

○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十一号）新旧対照条文
 （附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 平成十八年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p>	<p>附則 （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p> <p>4（略）</p>

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）新旧対照条文
 （附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 平成十八年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4（略）</p>

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）新旧対照条文
 （附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正） 第百三十六条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。 附則第八条第五項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第九十九条第三項第二号」の下に「（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。</p>	<p>（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正） 第百三十六条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。 附則第八条第三項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第九十九条第三項第二号」の下に「（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。</p>

改正案	現行
<p>附則 第二十六条 児童福祉法の一部を次のように改正する。 （前略）</p> <p>第五十六条の二第二項第二号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給、」を加え、同条第三項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（第七十二条第一項において「知的障害児施設等」という。）」を「知的障害児施設等」に改める。 （後略）</p> <p>第三十五条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。 （前略）</p> <p>第三十七条第一号中「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するもの」を削り、同条第二号中「（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）」を削り、「第十八条第一項、第三</p>	<p>附則 第二十六条 児童福祉法の一部を次のように改正する。 （前略）</p> <p>第五十二条中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）」を「知的障害児施設等」に改める。 （略）</p> <p>第五十六条の二第一項第二号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給、」を加える。 （後略）</p> <p>第三十五条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。 （前略）</p> <p>第三十七条第一号中「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「及び第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するもの」を削り、同条第二号中「（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）」を削り、「第十八条第一</p>

項及び第四項並びに第二十条」を「第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に限る。）」を削る。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第四号」を「第三十五条第三号」に、「のうち、その運営に要する費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の運営に要する費用を除く）」を「（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る）」に改め、同条第二号中「及び第十八条第二項」及び「第三十五条第二号の二の費用」を削り、「第二十一条の三」を「第二十条」に改める。

第四十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第二項から第五項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十一条第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「旧法第五十一条第一項」とする。

第五十二条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に限る。）」を削り、同条第三号を削る。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第四号」を「第三十五条第三号」に、「身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視聴覚障害者情報提供施設の設置に要する費用を除く」を「視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る」に改め、同条第三号中「（第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）」、第三十五条第二号の二の費用」を削り、「第二十一条の三」を「第二十条」に改める。

第四十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第五十一条第一項及び第二項の規定による国の貸付けについては、同条第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「旧法第五十一条第一項及び第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「旧法第五十一条第一項」と、「第三十七条の二」とあるのは「旧法第三十七条の二」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「旧法第五十一条第二項」と、同条第七項中「第一項又は第二項」とあるのは「旧法第五十一条第一項又は第二項」とする。

第五十二条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

(前略)

第二十五条第三号及び第四号を削り、同条第二号中「第二十二号第一号の二」を「第二十二号第三号」に、「第九条第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）」を「居住地不明知的障害者」に改め、「の施設訓練等支援費等の支給（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）に要する費用に限る。」及び第二十二号第二号の費用（「居住地不明知的障害者について」及び「（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十二号第一号の二の費用（知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同条第二号」を「第二十二号第三号」に改め、「（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）」及び「のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うもの」を削り、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二十二号第二号の費用（次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

二 第二十二号第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

第二十六条中「又は第二十三条」及び「又は都道府県」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十二号第一号の三」を「第二十二号第二号」に改め、「（第十五条の三十二第二項の行政措置に要する費用を除く。）」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十二号第二号」を「第二十二号第三号」に改め、「（知的障害者

(前略)

第二十五条第三号から第五号までを削り、同条第二号中「第二十二号第一号の二」を「第二十二号第三号」に、「第九条第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）」を「居住地不明知的障害者」に改め、「の施設訓練等支援費等の支給（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）に要する費用に限る。」及び第二十二号第二号の費用（「居住地不明知的障害者について」及び「（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十二号第一号の二の費用（知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同条第二号」を「第二十二号第三号」に改め、「（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）」及び「のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うもの」を削り、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二十二号第二号の費用（次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

二 第二十二号第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

第二十六条中「又は第二十三条」及び「又は都道府県」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十二号第一号の三」を「第二十二号第二号」に改め、「（第十五条の三十二第二項の行政措置に要する費用を除く。）」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十二号第二号」を「第二十二号第三号」に改め、「（知的障害者

通勤寮に係るものを除く。」を削り、同号を同条第二号とする。

(略)

附則第四項から第八項までを削る。

第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第五項から第八項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項」と、旧法附則第六項から第八項までの規定中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。

通勤寮に係るものを除く。」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号及び第五号を削る。

(略)

附則第四項から第十項までを削る。

第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項及び第五項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第六項から第十項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第六項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項及び第五項」と、旧法附則第七項中「附則第四項及び第五項」とあるのは「旧法附則第四項及び第五項」と、旧法附則第八項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、旧法附則第九項中「附則第五項」とあるのは「旧法附則第五項」と、旧法附則第十項中「附則第四項又は第五項」とあるのは「旧法附則第四項又は第五項」とする。